

自転車の安心・安全確認テスト①【解答・解説】

- 問1 (○) 自転車は道路交通法で「軽車両」と規定されており、自動車と同じく車両に分類される。
- 問2 (○) 片輪のみのブレーキでは転倒やスリップの危険性があるため、両輪にブレーキがない自転車を運転することは禁止されている。
- 問3 (○) 自転車には、ベルなどの警音器を、必ず付けなければならない。
- 問4 (○) サドルにまたがったとき、片足先しか地面につかない自転車は不安定なため、乗らないようにする。
- 問5 (○) 歩道がない道路では、自転車は道路の左端を通行する。
- 問6 (○) 車道や交通の状況によって自転車で歩道を通行することがやむを得ないときの例としては、「道路工事中」「連続した路上駐車」「自動車と接触する危険があるとき」等があげられる。
- 問7 (○) 自転車で歩道を通行するときは、歩道の中の車道寄りを徐行して運転する。
- 問8 (×) 夕方になったら、必ずライトをつけるようにする。  
周りの様子をしっかり確認するためだけではなく、他の人や車などからも、自分の自転車の存在をアピールする効果がある。
- 問9 (○) 自転車も車両なので、自動車と同様に踏切では一時停止し、安全を確かめなければならない。また、踏切では、自転車を押して渡るようにする。
- 問10 (○) 歩道では歩行者が優先であり、自転車は歩行者に危険が及ばないような速度と方法で運転する。

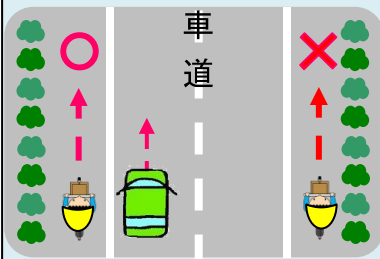
〉〉〉〉〉 自転車安全利用五則 くくくくく

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

問11 ( × )

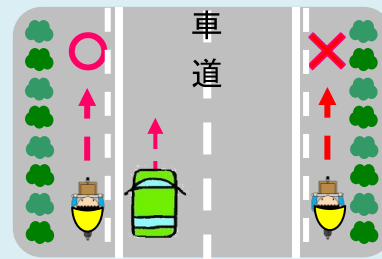
自転車の路側帯通行は、左側に限定されている。

▼ 実線1本の路側帯



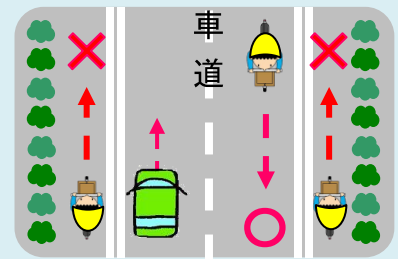
▼ 実線と破線の路側帯

(駐停車禁止路側帯)



▼ 実線2本の路側帯

(歩行者用路側帯)



※ 車道内を通行する。

問12 ( ○ )

斜めに横断すると、自動車のドライバーが発見しにくく、横断に時間がかかり危険である。自転車で道路を横断する場合、近くに自転車横断帯や横断歩道がないときは、左右の見通しがきくところを選んで、自動車の途切れたときに最短距離を渡るようにする。

問13 ( × )

ブレーキの故障など整備不良の自転車を運転することは、大変危険なため禁止されている。

問14 ( ○ )

路面が凍り付いているところや風雨が強いときは、転倒する危険が大きいので、自転車を押して歩くようにする。

問15 ( ○ )

自転車を駐車するときは、歩行者や車の通行の妨げにならないようにしなければならない。近くに自転車駐車場がある場合は、自転車をそこに置くようにする。

問16 ( ○ )

未成年が自転車事故を起こした場合でも、未成年本人、保護者等が損害賠償責任を問われることがある。

【事例】女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中に、女性に背後から衝突。女性には重い障害（歩行困難）が残り、5,000万円の賠償命令。

問17 ( ○ )

自転車を押して歩いている場合は、「歩行者」の扱いとなる。

問18 ( × )

二人乗りは原則、禁止されている。例外的に認められる場合として

- ①「16歳以上の者が6歳未満の者一人を幼児用座席に乗せる。」
- ②「十分な強度やブレーキ性能があるなどの要件を満たす自転車の前後に幼児用座席が備えられ、16歳以上の者が6歳未満の者に乗せる場合は、三人乗りが可能。」がある。

問19 ( × )

身体能力、判断能力が低下するため、飲酒運転は法律で禁止されており、自転車であっても酒酔い運転をしたときは、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金が定められている。

問20 ( ○ )

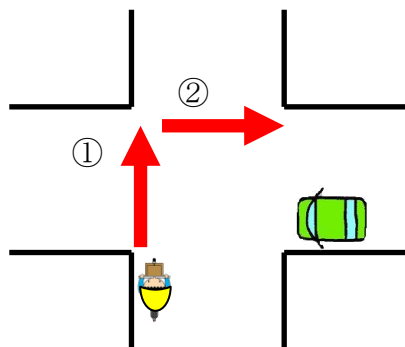
自転車事故を起こしたときは、運転者は、直ちに自転車を止め、けが人を救護して、事故の続発を防ぐための車両や、けが人の移動措置をとる必要がある。

自転車の安心・安全確認テスト②【解答・解説】

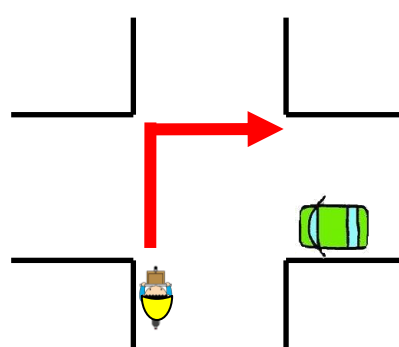
- 問1 (○) 整備不良の自転車を運転することは、大変危険なため禁止されている。
- 問2 (○) 未成年であっても、故意又は重過失で自転車事故を起こした場合は刑事責任を問われることがある。
- 問3 (○) 狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険があるため、一時停止をして安全を確かめるようにする。
- 問4 (×) 自転車の荷台やかごに積むことのできる荷物は、荷台の長さ+30cm以内・30kg以下など、大きさや重さが山口県道路交通規則第9条に定めてある。
- 問5 (×) 自転車も軽車両なので、車両用の標識に従う必要がある。
- 問6 (○) 「かさをさし、物がかつぎ」自転車を運転することは、前方の視界が悪くなったり、片手運転により不安定になったりするため、山口県道路交通規則第11条2号で禁止されている。
- 問7 (×) 自転車通行可の歩道が左右両方にあるときは、どちらの歩道も自転車を運転することができるが、いずれも車道寄りの部分を徐行する。
- 問8 (○) 自転車で道路を横断する場合、近くに自転車横断帯や横断歩道がないときは、左右の見通しがきくところを選んで、自動車の途切れたときに最短距離を渡るようにする。
- 問9 (○) 携帯電話やスマートフォンを使いながらの自転車運転は、前方への注意がおろそかになり、片手運転により不安定になったりするため、山口県道路交通規則第11条10号で禁止されている。

問10 (×) 交差点では、右折するときは下の図のように通行する。

【信号のある交差点】



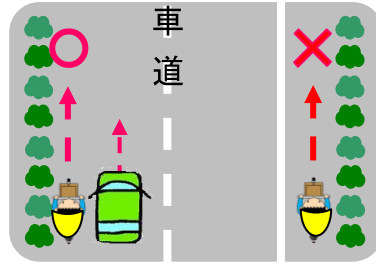
【信号のない交差点】



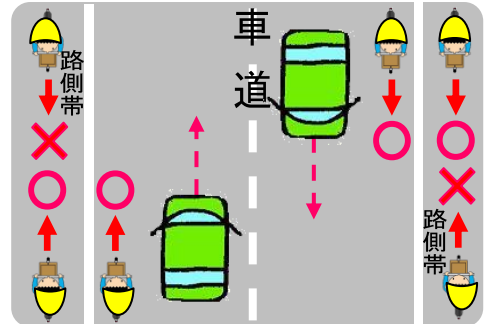
問11 ( × ) 歩行者や自動車の通行の妨げとなるため、自転車が他の自転車と並進することは禁止されている。

問12 ( ○ ) 自転車は車道の左側を通行する。

▼進行方向の右側のみ路側帯がある場合



▼道路の状況に応じて、車道か路側帯のどちらかを通行しましょう!



問13 ( ○ ) 歩道で他の自転車とすれ違うときは、左側にすれ違うように運転(他の自転車を右側に見るように運転)する。

問14 ( ○ ) ヘッドホンで音楽を聞きながら自転車を運転することは、周りの音が聞こえず危険なため、山口県道路交通規則第11条6号で禁止されている。

問15 ( ○ ) 側方や後方(特に右後方)の車両等の動きに十分注意しながら通行する。

問16 ( ○ ) 道路の曲がり角など見通しの悪いところでは、自転車は徐行しなければならない。

問17 ( ○ ) 自転車事故の発生状況の特徴としては、  
①歩行者事故の約2倍発生  
②自宅近くの道路で発生  
③「市街地」の信号がない交差点で多発  
④信号がない交差点では「出会い頭事故」が80%以上  
などがあげられる。【出典：(公財)交通事故総合分析センターの統計データによる全国・平成22~24年の概数】

問18 ( × ) 自転車事故の半数以上が、自宅から1km以内の道路で発生している。

問19 ( ○ ) 盗難被害にあう自転車の大半は、無施錠の自転車である。一方、施錠してしていても盗難被害にあうこともあり、2ロックが推奨されている。

問20 ( × ) TSマーク付帯保険の有効期間は、点検日から1年間である。